

いすみ市住宅用 太陽光発電システム設置補助金

令和3年度申請の手引き

問い合わせ・申し込み先

いすみ市 環境水道課 環境班

〒298-8501 いすみ市大原7400番地1

TEL : 0470-62-1385 (直通)

FAX : 0470-63-1252

E-Mail : kankyou1@city.isumi.lg.jp

1 補助対象者

次の（１）～（６）に該当する方で、市内に住民票があり（実績報告書提出時までに市内に住民票を移す方を含む）、申請者及び同一世帯員に前年度分までの市税の未納がない方。

- （１）市内において自ら居住する住宅（併用住宅（延床面積の２分の１以上を居住の用と供する）を含む。）で使用するために補助対象設備を設置する方。
- （２）設備の設置費を負担し、設備を所有する方。
- （３）設備を設置する住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていること。
- （４）設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の省エネルギー設備等に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、千葉県住宅用省エネルギー設備等導入促進事業に基づく補助を受けていない方。
- （５）設備の設置工事着工の前日までに建築工事が完了している住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。）に設備を設置しようとする方。
- （６）市への実績報告の日までにエネルギー管理システム（HEMS）又は定置用リチウムイオン蓄電システムを設置していること。

2 補助対象設備及び設備の要件

次に該当する設備であって、太陽光発電システムについては未使用品であるもの

①太陽光発電システム

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、次の要件を満たすもの。

- （１）住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。
- （２）太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。
- （３）太陽電池モジュールが、次に掲げるいずれかの規格等に適合していること。
 - ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。
 - イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。
 - ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。
- （４）対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が 10 キロワット未満であること。
- （５）既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が（１）～（４）の要件を満たすこと。

②エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。

③定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電部（リチウムイオンの酸化及び還元により電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は下記のとおりです。なお、補助対象経費は消費税を除いた金額となります。

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他の付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

4 補助金額

発電システムに係る太陽電池の公称最大出力（小数以下第3位を四捨五入）に1kW当たり2万円を乗じて得た額とし、9万円を限度とする。

なお、申請者が負担する設置費の額を上限とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切捨てた額とする。

5 交付申請

補助金の交付を受けるには、交付申請書を設置工事の請負契約締結後に提出し、工事着工までに交付決定を受ける必要があります。※工事着工後の申請は、補助対象外となりますのでご注意ください。

(1) 提出書類

- ・いすみ市住宅用省エネルギー設備等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ①補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
- ②補助対象設備を設置する位置が確認できる図面
- ③補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図
- ④補助対象設備の設置工事着工前の状況が確認できる写真（住宅の全景及び太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、電力量計、分電盤、HEMS 又は定置用リチウムイオン蓄電システムの設置予定場所）

※建築工事が完了していること（足場が取れていること）、太陽光発電設備の設置予定場所に設備が設置されていない状態が確認できること。

- ⑤申請をしようとする日の属する年度の前年度において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者に市税の滞納のないことを証する書類

例：納税証明書

※市税の内訳は、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税となります。

⑥住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類

⑦公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が確認できる書類の写し

⑧太陽電池モジュールの枚数及び1枚当たりの出力等がわかるもの

⑨その他市長が必要と認める書類

(2) 提出方法

窓口を持参又は郵送（請負業者等が代理で提出することも可能です。）

※書類の不備により受付ができない場合や補助金予算枠が少ない場合等ありますので、出来る限り窓口を持参をお願いします。

(3) 提出期限

補助金申請の提出期限は特に定めはありませんが、補助金を受けようとする年度の3月15日までに実績報告書を提出しなければなりませんので、申請については提出期限内に工事が完了することは本より添付書類が整えられることを考慮し申請をご検討ください。（ただし、申請額が予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。）

6 補助事業の変更

交付決定後に、事業内容を変更しようとする場合は、いすみ市住宅用省エネルギー設備等設置事業補助金変更承認申請書（様式第3号）の提出が必要です。

変更が生じたら、速やかに手続きをお願いします。

7 補助事業の中止

契約の解除等で補助事業を中止する場合は、速やかにいすみ市住宅用省エネルギー設備等設置事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を提出してください。

8 実績報告

補助対象設備の設置工事完了後、実績報告書を提出してください。また、実績報告書提出後に工事の完成を確認する完成検査を実施しますので、日程調整をさせていただきます。

(1) 提出書類

・いすみ市住宅用省エネルギー設備等設置事業実績報告書（様式第6号）

【添付書類】

①補助対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し

※クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）」でも構いません。

②補助対象設備の設置状況が確認できる写真（住宅の全景並びに太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、電力量計（売電用と買電用）及び分電盤、HEMS又は定置用リチウムイオン蓄電システム）

③補助対象設備が未使用品であることを証明できる書類（出力対比表、保証書等）の写し
例：(1)メーカー発行の保証書

(2)メーカー発行の出荷証明書（メーカーによっては「納品書」）

(3)メーカー発行の出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）

(4)メーカー発行の出力対比表またはバーコードの写し（製品番号と出力が確認できるもの）※メーカーが出力対比表の発行に対応していない場合は、モジュールの梱包材に貼付されるバーコードの写し（設置したモジュール全ての製品番号と出力が確認できるもの）

④世帯全員の住民票の写し（実績報告書の提出日の3箇月以内に発行されたもの）

⑤電気事業者との特定契約締結を証する書類の写し

- 例：(1)東京電力パワーグリッドから電気工事店あてに送付される「特定契約締結完了のお知らせ」（メール）の写し又は「落成受付完了のお知らせ」（メール）（事業者名の場合は+「接続のご案内」）
- (2)東京電力パワーグリッドから申請者あてに送付される「系統連系完了のお知らせ」（メール）の写し
- (3)東京電力パワーグリッドホームページ「購入実績お知らせサービス」の画面の写し
- (4)電気工事店が申請に使用する受給契約申込受付サービスの「申込詳細情報表示画面」の写し

※増設の場合は増設後の「購入電力量のお知らせ」の写し（東京電力パワーグリッドと特定契約を締結した設備の増設の場合は「購入実績お知らせサービス」の画面の写し）

⑥補助対象設備を設置する住宅が補助対象設備の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していることを証明する書類の写し

- 例：(1)固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）の写し又は納税通知書
- (2)完了検査済証又は建築台帳記載事項証明書（検査年月日・検査済証交付年月日が設備設置工事の着工前の日付であること）
- (3)都市計画区域外で完了検査済証が提出できない場合は住宅供給業者が発行する住宅の工事完了引渡し証明書

※登記事項証明書について

法務局への建物の登記は建築工事が未完了の状態となされることもあるため、住宅の建築工事完了と太陽光発電システムの設置工事着工日が近接している場合には登記事項証明書を証拠書類とすることはできません。ただし登記の日から設置工事着工までにある程度の期間（概ね1年以上）が経過している場合には証拠書類として扱います。

⑦補助対象設備を設置する住宅に HEMS 又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていることを証明する書類の写し

- 例：(1)出荷証明書又は保証書又は出荷検査成績表の写し
- (2)当該設備購入時の費用の支払いを証明する書類の写し（機器の型番が確認できるもの）
- (3)出荷証明書及び保証書を紛失してしまった場合は型番が確認できる写真

⑧その他市長が必要と認める書類

(2) 提出方法

窓口を持参又は郵送（請負業者等が代理で提出することも可能です）

(3) 提出期限

補助対象設備の設置工事を完了した日から30日以内又は当該年度の3月15日まで

のいずれか早い日までに提出していただきます。

9 完成検査

実績報告書の提出後、工事の完成検査を実施します。設備の一部が住居内に設置されていることもありますので、必ず申請者又はご家族の立会いをお願いします。所要時間は 20 分程度です。

10 補助金の請求

工事完成検査に合格となりましたら、いすみ市住宅用省エネルギー設備等設置事業補助金交付確定通知書（様式第 7 号）により通知します。交付確定通知後にいすみ市住宅用省エネルギー設備等設置事業補助金交付請求書（様式第 8 号）に記載されたご指定の口座に交付確定額をお振込みいたします。請求書は、支払いの手続きを円滑に進めさせていただくため、実績報告書と同時に提出をお願いいたします。振込みまでの所要日数は完成検査後概ね 2 週間程度です。

11 事業効果等に関する協力

補助金の交付を受けた方を対象に、事業効果等に関する資料の提供を求めることがあります。資料の提供を求められた場合にはご協力をお願いします。

申請者の方へのお願い

代行により申請手続きを行う場合も、申請者ご自身が補助金の内容や手続きの進捗状況等を把握されるようお願いいたします。

太陽光発電システムの設置をお考えの方は、契約予定業者と契約内容について十分に確認していただくこと、発電システムについてはパネルの反射光を巡り近隣トラブルになることもありますので近隣住宅にご配慮をお願いします。

補助金の交付は、一の住宅につき 1 回限りとなります。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではありません。